

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和3年11月4日（令和3年（行個）諮問第187号）

答申日：令和4年3月10日（令和3年度（行個）答申第158号）

事件名：本人に係る外来診療録等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、順に「文書1」及び「文書2」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年5月18日付け防人衛第8810号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、外来診療録（文書1）の26枚目及び33枚目並びに診断書・意見書・診断情報提供書・救急処置記録・問診票等（文書2）の29枚目及び38枚目の全部開示決定を求める。

#### 2 審査請求の理由（添付資料は省略する。）

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

法14条7号に該当し、国の機関が行う事務又は事業に関する情報であり、これを開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、と回答した。

しかし、本件外来診療録及び入院診療録のいずれについても、審査請求人固有の事情に係る情報が記載されているものと推測される箇所であり、このことを以って、国の事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれがあると判断する理由は、存在しない。

仮に、当該外来診療録及び入院診療録の部分開示が不開示とされる場合、不開示となる理由を可能な限り詳細に教示いただければ幸いです。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「医療機関名：特定自衛隊病院A 必要期間：全ての期間 診察券番号：不明 生年月日：特定年月日 診察科名：全て 必要

資料：医療記録一式（画像含む） 必要理由：損害賠償請求のため」に記録されている保有個人情報の開示を求めるものであり、これに該当する保有個人情報として文書1及び文書2並びに別紙に掲げる文書3に記録されている対象保有個人情報を特定し、法18条1項の規定に基づき、令和3年5月18日付け防人衛第8810号により、当該対象保有個人情報について、法14条2号、4号及び7号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

## 2 不開示とした部分及びその理由について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由については、別表のとおりであり、当該対象保有個人情報のうち、法14条2号、4号及び7号柱書きに該当する部分を不開示とした。

## 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「本件外来診療録及び入院診療録のいずれについても、審査請求人固有の事情に係る情報が記載されているものと推測される箇所であり、このことを以って、国の事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれがあると判断する理由は、存在しない。」として、外来診療録の26枚目及び33枚目並びに診断書・意見書・診断情報提供書・救急処置記録・問診票等の29枚目及び38枚目の全部開示決定を求めるが、上記2のとおり、当該対象保有個人情報のうち、法14条2号、4号及び7号柱書きに該当する部分を不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年11月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月19日 審議
- ④ 令和4年2月10日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年3月4日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報を含む保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、4号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分のうち、文書1（外来診療録）の26枚目及び33枚目並びに文書2（診断書・意見書・診断情報提供

書・救急処置記録・問診票等)の29枚目及び38枚目の部分(以下「本件不開示部分」という。)の全部開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

### (1) 文書1の26枚目及び33枚目の各不開示部分(外来診療録の記載内容部分の一部)

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、標記不開示部分には、審査請求人の上司等の関係者から聴取した患者の人事に関する情報が記載されていると認められる。

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

(ア) 文書1の26枚目及び33枚目の各不開示部分は、特定自衛隊病院Aにおいて作成された外来診療録の一部である。

(イ) 自衛隊の組織的な健康管理を実施するため、受診した隊員の医療情報について、必要に応じ健康管理者である部隊等の長へ提供するとともに、部隊と連携を図り、隊員に対する診療等を実施するという自衛隊衛生の意義及び自衛隊病院の性質から、外来診療録には、診療に関する事項のほか、患者の人事に関する事項及び患者の関係者から聴取した事項等についても記録されており、当該不開示部分は、特定自衛隊病院Aの医師が審査請求人(患者)の上司等の関係者から聴取した患者の人事に関する情報である。

自衛隊病院において作成される診療録は、自衛隊病院の性質等から、診療に関する事項のほか、患者の人事に関する事項及び部隊等の長を始めとする関係者から聴取した事項等についても記録し、病院関係者間で適切な情報共有を図るものであることから、当該不開示部分を開示すると、今後、同種の診療を行う際に、部隊等の長を始めとする関係者からの協力が得られなくなるほか、病院関係者が、上記各事項を診療録に記録することをちゅうちょするなどし、今後の自衛隊病院事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該不開示部分の内容に加え、自衛隊病院の性質等に鑑みると、上記アの諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとまではいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、これを開示することにより、今後の自衛隊病院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは

妥当である。

(2) 文書2の29枚目の不開示部分（診療情報提供書の記載内容部分の一部）

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、標記不開示部分には、特定自衛隊病院Aの医師が審査請求人（患者）の関係者から聴取した情報が記載されていると認められる。

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

(ア) 文書2の29枚目の不開示部分は、特定自衛隊病院Aにおいて作成し、特定自衛隊病院Bへ提供した診療情報提供書の一部である。

(イ) 当該不開示部分は、特定自衛隊病院Aの医師が審査請求人（患者）の関係者と意見交換をした際に聴取した事項の一部である。

当該診療情報提供書は、病院関係者間で適切な情報共有を図ることを目的とし、本人に開示することを前提として作成されていないものであることから、当該不開示部分を開示すると、今後、同種の診療を行う際に、患者の関係者から機微な情報を得るなどの協力が得られなくなるほか、病院関係者が上記情報を診療情報提供書に記録することをちゅうちょするなどし、今後の自衛隊病院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、不開示とした。

イ これを検討するに、上記アの諮問庁の説明は、特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、これを開示することにより、今後の自衛隊病院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 文書2の38枚目の不開示部分（医師の考察等）

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、標記不開示部分には、特定自衛隊病院Bの医師の考察等が記載されていると認められる。

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

(ア) 文書2の38枚目の不開示部分は、特定自衛隊病院Bにおいて作成し、特定自衛隊病院Aに提供された診療情報提供書のうちの病歴要約の一部である。

(イ) 当該不開示部分には、特定自衛隊病院Bの医師による、審査請求人（患者）の入院後の経過に係る考察等が具体的かつ詳細に記載されている。

診療情報提供書は、病院関係者間で適切な情報共有を図ることを目的とし、本人に開示することを前提として作成されていないものであることから、当該不開示部分を開示すると、今後、同種の情報提供を行う際に、病院関係者が機微な情報などを診療情報提供書に記録することをちゅうちょするなどし、今後の自衛隊病院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該不開示部分には、当該医師の考察等が記載されており、審査請求人が知り得る情報とまでは認められないことから、上記アの諮問庁の説明は、不自然、不合理な点があるとまではいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、これを開示することにより、今後の自衛隊病院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、4号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

## 別紙

文書 1 外来診療録

文書 2 診断書・意見書・診療情報提供書・救急処置記録・問診票等

文書 3 入院患者記録綴

別表 1

1 文書 1

不開示とした部分	不開示とした理由
26 枚目及び 33 枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う事務又は事業に関する情報であり、これを開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 14 条 7 号柱書きに該当するため不開示とした。

2 文書 2

不開示とした部分	不開示とした理由
7 枚目, 18 枚目, 20 枚目, 24 枚目及び 50 枚目のそれぞれ自筆の署名及び印影	開示請求者以外の個人に関する情報であり、これを開示することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別され、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 14 条 2 号に該当するため不開示とした。
10 枚目, 12 枚目, 14 枚目及び 16 枚目のそれぞれ印影	
19 枚目, 25 枚目及び 55 枚目のそれぞれ氏名	
30 枚目, 32 枚目, 34 枚目, 35 枚目, 48 枚目, 52 枚目, 59 枚目, 63 枚目, 64 枚目, 66 枚目及び 68 枚目のそれぞれ自筆の署名	
49 枚目の氏名及び自筆の署名	
29 枚目及び 38 枚目の一部	国の機関が行う事務又は事業に関する情報であり、これを開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 14 条 7 号柱書きに該当するため不開示とした。

3 文書 3

不開示とした部分	不開示とした理由
----------	----------

2 5 枚目及び5 3 枚目ないし5 5 枚目のそれぞれ自筆の署名	開示請求者以外の個人に関する情報であり、これを開示することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別され、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号に該当するため不開示とした。
4 5 枚目及び5 7 枚目のそれぞれ電話番号	
5 3 枚目ないし5 5 枚目のそれぞれ内線番号	緊急時の連絡部署及びその内線番号については、これを開示することにより、緊急時の連絡先や連絡態勢あるいは枢要な部署等が推察され、有事等の際に攻撃、妨害等の目標となるなど、我が国の安全が害されるおそれがあることから、法14条4号に該当するため不開示とした。